

令和 7 年 度

特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

目 次

1	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	-----	1
2	墓 地 事 業 特 別 会 計	-----	7
3	介 護 保 険 特 別 会 計	-----	9
4	大 塔 診 療 所 特 別 会 計	-----	13
5	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	-----	15
6	後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計	-----	17

令和 7 年 度

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

令和 7 年度 五條市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度五條市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,821,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		7 3 2, 0 1 4
	1 国民健康保険税	7 3 2, 0 1 4
2 使用料及び手数料		1 5 0
	1 手数料	1 5 0
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		2, 6 6 6, 1 1 8
	1 県補助金	2, 6 6 6, 1 1 7
	2 財政安定化基金支出金	1
5 連合会支出金		4 2 1
	1 連合会補助金	4 2 1
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		4 1 1, 9 8 8
	1 他会計繰入金	4 1 1, 9 8 8
8 繰越金		1 0 0
	1 繰越金	1 0 0
9 諸収入		1 0, 5 0 6
	1 延滞金	8, 5 0 0
	2 受託事業収入	1
	3 雑収入	2, 0 0 5

10 市	債		1
		1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計			3, 8 2 1, 3 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8 0, 5 6 2
	1 総 務 管 理 費	6 1, 2 0 9
	2 徴 税 費	1 3, 1 3 3
	3 運 営 協 議 会 費	2 5 4
	4 医 療 費 適 正 化 特 別 対 策 費	5, 9 6 6
2 保 険 給 付 費		2, 6 4 3, 9 7 8
	1 療 養 諸 費	2, 2 7 0, 0 8 7
	2 高 額 療 養 費	3 6 2, 9 6 7
	3 移 送 費	1 0 0
	4 出 産 育 児 諸 費	9, 0 0 4
	5 葬 祭 諸 費	1, 6 2 0
	6 傷 病 手 当 金	2 0 0
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1, 0 3 9, 5 1 7
	1 医 療 給 付 費 分	6 5 9, 9 5 7
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2 7 1, 5 5 4
	3 介 護 納 付 金 分	1 0 8, 0 0 6
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		5 0, 1 2 6
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	3 8, 0 1 0
	2 保 健 事 業 費	1 2, 1 1 6

6 諸	支	出	金		2, 1 1 1
				1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2, 1 1 0
				2 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	1
7 公	債		費		5
				1 公 債 費	5
8 予	備		費		5, 0 0 0
				1 予 備 費	5, 0 0 0
歳 出 合 計					3, 8 2 1, 3 0 0

令和 7 年 度

墓 地 事 業 特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

令和 7 年度 五 條 市 墓 地 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度五 條 市 の 墓 地 事 業 特 別 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1, 206
	1 使用料	1, 206
2 繰入金		1, 894
	1 他会計繰入金	1, 894
歳入	合計	3, 100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓地事業費		3, 100
	1 墓地事業費	3, 100
歳出	合計	3, 100

令和 7 年 度

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

令和 7 年度 五條市介護保険特別会計予算

令和 7 年度五條市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,185,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		7 1 3, 0 3 2
	1 介 護 保 険 料	7 1 3, 0 3 2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5 6
	1 手 数 料	5 6
3 国 庫 支 出 金		1, 0 5 9, 0 6 3
	1 国 庫 負 担 金	6 8 1, 8 5 1
	2 国 庫 補 助 金	3 1 6, 0 2 8
	3 国 庫 交 付 金	6 1, 1 8 4
4 県 支 出 金		6 1 0, 5 7 5
	1 県 負 担 金	5 8 0, 6 7 2
	2 県 交 付 金	2 9, 9 0 3
5 支 払 基 金 交 付 金		1, 0 6 6, 5 9 5
	1 支 払 基 金 交 付 金	1, 0 6 6, 5 9 5
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		7 1 4, 4 5 4
	1 他 会 計 繰 入 金	6 6 1, 2 7 1
	2 基 金 繰 入 金	5 3, 1 8 3
8 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
9 諸 収 入		2 1, 3 2 2

	1 延	金	1 0
	2 雜	入	2 1, 3 1 2
歳	入	合	計
			4, 1 8 5, 1 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9 2, 4 0 3
	1 総 務 管 理 費	9 2, 4 0 3
2 保 険 給 付 費		3, 8 8 4, 6 9 2
	1 給 付 諸 費	3, 7 6 3, 5 1 7
	2 審 査 支 払 手 数 料	4, 0 7 5
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1 1 7, 1 0 0
3 地 域 支 援 事 業 費		1 9 9, 3 8 0
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	8 3, 2 6 5
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	2, 2 4 2
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	1 1 3, 6 5 4
	4 そ の 他 諸 費	2 1 9
4 保 健 福 祉 事 業 費		6, 9 1 2
	1 保 健 福 祉 事 業 費	6, 9 1 2
5 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
6 諸 支 出 金		7 1 2
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7 1 2
7 予 備 費		1, 0 0 0
	1 予 備 費	1, 0 0 0
歳 出	合 計	4, 1 8 5, 1 0 0

令和 7 年 度

大 塔 診 療 所 特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

令和 7 年度 五條市大塔診療所特別会計予算

令和 7 年度五條市の大塔診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		12,457
	1 使用料	12,457
2 国庫支出金		7,700
	1 国庫補助金	7,700
3 県支出金		6,105
	1 県補助金	6,105
4 繰入金		14,438
	1 他会計繰入金	14,438
歳入合計		40,700

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		39,926
	1 総務管理費	39,926
2 公債費		774
	1 公債費	774
歳出合計		40,700

令和 7 年 度

農業集落排水事業特別会計予算書

五 條 市

令和 7 年度 五 條 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度五 條 市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		1, 3 3 2
	1 使 用 料	1, 3 3 2
2 繰 入 金		2, 1 6 8
	1 他 会 計 繰 入 金	2, 1 6 8
歳 入	合 計	3, 5 0 0

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2, 6 8 1
	1 総 務 管 理 費	2, 6 8 1
2 公 債 費		8 1 9
	1 公 債 費	8 1 9
歳 出	合 計	3, 5 0 0

令和 7 年 度

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 書

五 條 市

令和 7 年度 五 條 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度五 條 市の後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 634,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

五 條 市 長 平 岡 清 司

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		4 2 5, 9 4 6
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4 2 5, 9 4 6
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 繰 入 金		2 0 6, 9 9 2
	1 他 会 計 繰 入 金	2 0 6, 9 9 2
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1, 1 5 1
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	5 1
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 1 0 0
	(雑 入)	0
歳 入	合 計	6 3 4, 1 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		3 4, 1 1 1
	1 総 務 管 理 費	3 1, 2 4 2
	2 徴 収 費	2, 8 6 9
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		5 9 8, 8 8 9
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	5 9 8, 8 8 9
3 諸 支 出 金		1, 1 0 0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 1 0 0
(保 健 事 業 費)		0
	(健 康 保 持 増 進 事 業 費)	0
歳 出	合 計	6 3 4, 1 0 0